

“悪質商法は” いりません。やることわざします。

言葉巧みに消費者を誘い込み、お金をだましとる悪質商法。その巧妙な手口は近年ますます多様化し、被害が多発しています。被害に遭わないためには、その手口を知つておくこと、そして、はつきり「いりません」と断ることが重要です。

多様化する手口

共済やKKCなどのような詐欺一
つまり、幅広い年齢層を対象に、
資格商法、呼び出し商法、マル
チ商法、催眠（SF）商法、キヤ
ツセールス……悪質商法と一口
にいっても、その手口はさまざま
です。

最近は、長引く景気の低迷、超
低金利時代といった社会状況を背
景とした、新たな手口の悪質商法
が増えています。

まず、記憶にも新しいオレンジ
色の「買取屋」など、悪質商法
の被害も急増しています。これは、
消費者金融などから多額の負債を
抱え、債務の返済に苦しむ人の弱
みに付け込んだ商法です。平成八
年には、約六万六千人も被害に遭
っています。

成八年の被害規模は約二万二千人、
約九百五十億円にも及んでいます。
また、多重債務者をねらった「紹
介屋」、「買取屋」などの悪質商法
の被害も急増しています。これは、
消費者金融などから多額の負債を
抱え、債務の返済に苦しむ人の弱
みに付け込んだ商法です。平成八

年には、約六万六千人も被害に遭
っています。

世界中の情報をオンラインで結
ぶインターネット。最近では、便
利な情報メディアとして、わたし
たちの生活にも定着しつつあります。
しかし、一方でそれらを利用す
る悪質商法も増えており、ハッキ
ングしたIDや他人名義の銀行口

「五十万円まで即融資、全国ど
こでもOK、来店不要……」など
のように、あたかも簡単に融資が
受けられるかのようなオトリ広告
で客を釣ります。そして、電話を
かけてきた客に「あなたの信用状
態はよくない。うちでは貸せない
が、ほかの店を紹介してやる」な
どと言い、その紹介によって融資
を受けられるかのように装つて、
紹介料をだまし取りります。

買取屋の手口は、融資を申し込
むと、融資の条件として、クレジ
ットカードで金券を次々と買わせ、
これを定価以下の安い価格で買い
取り、さらに、高金利で融資する
ものです。結局、申し込んだ人に
は、融資の返済のほかに、クレジ
ット会社への債務が残ってしまいます。

座を悪用した詐欺などの被害が出
ています。このようなコンピュー
ター・ネットワークを使った手口
は、マルチメディア化が進むにつ
れ、さらに増えることが予想され
ます。

紹介屋の手口

「五十万円まで即融資、全国ど
こでもOK、来店不要……」など
のように、あたかも簡単に融資が
受けられるかのようなオトリ広告
で客を釣ります。そして、電話を
かけてきた客に「あなたの信用状
態はよくない。うちでは貸せない
が、ほかの店を紹介してやる」な
どと言い、その紹介によって融資
を受けられるかのように装つて、
紹介料をだまし取りります。

買取屋の手口は、融資を申し込
むと、融資の条件として、クレジ
ットカードで金券を次々と買わせ、
これを定価以下の安い価格で買い
取り、さらに、高金利で融資する
ものです。結局、申し込んだ人に
は、融資の返済のほかに、クレジ
ット会社への債務が残ってしまいます。

買取屋の手口

買取屋の手口は、融資を申し込
むと、融資の条件として、クレジ
ットカードで金券を次々と買わせ、
これを定価以下の安い価格で買い
取り、さらに、高金利で融資する
ものです。結局、申し込んだ人に
は、融資の返済のほかに、クレジ
ット会社への債務が残ってしまいます。

被害防止のための五力条

悪質業者は人の心のスキを突いて、巧妙な手口で誘い込んできます。悪質業者の甘い言葉にだまされず、大切な財産を守るために、次のようにすることを心掛けましょう。

1 「もうかります」「あなただけが選ばれました」など、うまい話
2 勧誘を受けたら、まず必要なものかどうかよく考えること。そして、相手の名前や所在地、用件などを納得するまで聞くことです。

3 不審なときは、きっぱりと「いりません」と断ること。
4 毅然とした態度で対応を。中途半端な態度や優柔不断な対応は相手に付け込まれます。しつこいときは一一〇番通報を。

5 契約した後もよく考えてください。一定の期間内なら、クリン
グ・オフ制度で解約できる場合があります。

●悪質商法の相談・お問い合わせ

悪質商法についてのご相談は最寄りの警察や交番、駐在所にお電
話を。また、市区町村の消費者窓口や各消費者センターなどでも
相談を受け付けています。

こんな手口にも注意 代金引換郵便詐欺



勇気だし
ハッキリ言おう
いりません

郵便配達時に、差出人が指定した金額と引き換えに郵便物を受け取る「代金引換郵便」。注文した覚えもないものが代金引換で届いたら、代金支払いにはくれぐれもご注意を。もしかしたら、送り付け商法という悪質商法かもしれない。送り付け商法とは、代金支払いをしてしまったら返金が認められないという代金引換郵便の制度を悪用して、無価値同然の品物を買いつけてしまって商法です。

家族のだれかが注文したものと思いつんで、受け取つてしまつケースが多いですが、疑問があれば、受け取り留保と拒絶ができる